

東京都環境審議会企画政策部会（第52回） 速記録

（午後2時12分開会）

○神山環境政策課長 それでは、条例のあり方検討会に引き続きまして、第52回「企画政策部会」を開会いたします。事務局を務めます、環境局総務部環境政策課長の神山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、部会の定足数の確認をいたします。引き続き、臨時委員の皆様にも御参加いただいております。ただいまの出席委員は15名で、部会委員総数20名の過半数に達しております。審議会規則による定足数を満たしていることを報告いたします。

資料につきましては、会議次第のとおりです。今回も資料送付が遅くなりまして、また制度改正の資料と同時で多量の資料を御覧いただくことになりまして、申し訳ございません。説明に合わせて画面にも表示させていただきます。

それでは、これからの議事につきましては、高村部会長にお願いしたいと存じます。

高村部会長、よろしくお願ひいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の企画政策部会の1つ目の議事でありますけれども、東京都環境基本計画のあり方（答申（案））の審議に入らせていただきます。

前回の企画政策部会では、事務局から提示した答申素案について御議論いただきました。その修正については、出席委員の皆様から当方部会長一任の御了承をいただいたところで、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえて、事務局と調整し、今回、答申（案）として修正いたしました。その修正点等について御確認いただきたいと思います。

あわせて、今後のこの資料の取扱いについて、審議会における検討のスケジュール、流れについても、事務局から御説明いただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の御説明をお願いしますでしょうか。

○神山環境政策課長 ありがとうございます。

そうしましたら、最初に本資料の取扱いと今後の審議会の流れを御説明いたします。

本日御説明します環境基本計画（答申（案））について、本部会の御了承をいただければ、総会にて会長に御報告する流れを予定しております。総会で御了承が得られましたら、会長から都知事宛てに答申を御報告いたします。

それでは、前回の答申素案からの主な修正部分について、資料1-1、東京都環境基本計画のあり方について（答申（案））の見え消し版で御説明いたします。

まず、35ページ、12行目から13行目と23行目になります。前回部会での委員の御指摘を踏まえまして、都のキャップ&トレードの注記として「2010年に開始した世界初の都市型キャップ&トレード制度。カーボンプライシングの一手法」と追記しております。

39ページ、下方の図です。先ほど条例のあり方検討会のほうで説明がありましたけれども、同様です。既存住宅のストックの説明について、この図に追記しております。

46ページ、14行目です。中小規模建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度に関する記述について、条例改正についての答申（案）での修正に合わせて、こちらも修正しております。

70ページ、34行目です。委員の御指摘を踏まえまして、「特に、排出量の多い建設資材については、構築物等の長寿命化による廃棄物の発生抑制や、建設工事等への再生資材の更なる利用促進を図ることなどにより資源効率性を向上させる必要がある」と追記しております。

なお、41ページ、20行目以下のゼロエミッションビルの拡大の部分では、低炭素資材利用への転換等を促す取組を積極的に評価していく必要があるという旨については、当初から記載されております。

74ページ、6行目です。委員の御指摘を踏まえまして、太陽光発電パネルリサイクルルートの整備に関し、メーカーとの連携の記載に「ハウスメーカー」を含むことを明記しました。

91ページ、5行目です。委員の御指摘を踏まえて、野生生物の適正に関する部分で「シカ」による農林被害等となっていた記述を「鳥獣」によると修正しております。また、対策として引用する計画として、シカ管理計画「等」としております。

95ページ、9行目です。委員の御指摘を踏まえまして、都の率直的な再エネ調達に関する部分に「なお、再エネ電力の契約に当たっては、再エネ電源の持続可能性に係る観点からの配慮も必要である」と追記しています。

139ページ、5行目です。今回の制度構築について、国際的な発信だけでなく、他の自治体に対しても積極的に発信していくべきとの委員の御指摘を踏まえまして、首都圏、全国レベルでの広域連携に関する記述に「現在、検討を進めている住宅等の一定の中小規模新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度等、先進的な取組事例の共有・展開等を推進していくべきである」旨を追記しています。

そのほか、山岸委員から、プラスチックについて、リデュース、リユースが上位概念にな

るように記載すべきだという御意見をいただいております。

こちらについては、70ページ、30行目以下に、持続可能な資源利用、サーキュラーエコノミーへの移行に関する記述として、「設計段階から廃棄物の出ない仕組み作りとすることを前提に、まずは資源消費自体の削減・脱物質化を最優先し、それができなかった製品等についてはリユースを図り、なお残る製品等については、同一製品又は他の製品の原材料としてリサイクルを誘導することで、資源の循環利用を強力に推し進めていくことが必要である」と記載しておりましたので、御確認いただきたいと思います。

また、戦略2、生物多様性に関する部分で、複数の委員から御意見をいただきました、2030年目標におけるネイチャーポジティブの実現という表現につきましては、当基本計画においてはそのままの記述とさせていただき、具体的な実現方策等については自然環境審議会での生物多様性地域戦略の検討において精査させていただきたいと存じます。

また、鈴木委員から、都の環境基本計画を示し、都内各区市町村にどう展開するかについて御意見をいただきました。

都と区市町村との関係は上下の関係ではないので、都の基本計画を一律に同じ形で受け入れていただくということについては難しいかなと思いますけれども、都の環境基本計画につきましては、答申をいただいた後、速やかに区市町村への意見照会を実施する予定です。

また、区長会、市長会、町村長会、また環境所管の課長会、それから区市町村の職員への勉強会、こういったものを通じて丁寧に説明してまいりたいと考えております。

さらに、都では、区市町村による環境基本計画等の検討、策定のために必要な経費についても補助しておりまして、これらも活用しながら区市町村と積極的なコミュニケーションを図り、できるだけ多くの区市町村での質の高い計画策定がなされるように後押ししていきたいと考えております。

なお、前回、参考資料としてお示ししましたロードマップの対象範囲について、複数の委員から御意見をいただきました。

こちらについては、今後、施策を詰めていく中で取扱いを検討していきたいと存じます。

事務局からの説明は以上となります。環境基本計画（答申（案））について、よろしく御審議をお願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からいただいた説明について、委員の皆様からもし御発言御希望がございましたらいただきたいと思います。

先ほど御紹介がありましたように、この後、最終答申となってまいります。前回、部会長に一任はいただいておりますけれども、これだけはどうしても言っておきたいという点がございましたらお願いしたいと思います。ただ、全体の質疑の時間が限られておりますので、御意見につきましては、大変恐縮ですけれども、簡潔にまとめて御発言をお願いしたいと思います。

それでは、高瀬委員、お願いいたします。

○高瀬委員 高村先生、ありがとうございます。

1点だけ、再エネ調達の際の持続可能性というところに追記いただいて、ありがとうございます。もしかしたらすごく広く取れば持続可能性に含まれるかもしれないんですが、再エネ電源の持続可能性や地域への影響とか、そういう形で立地地域への影響という観点を追記いただければという意見です。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、有村委員、お願いいたします。

○有村委員 有村です。

私のほうは、意見というよりは、私の発言を丁寧に取り上げていただきまして、修文の中に、東京都の制度はカーボンプライシングの一つの種類であるということを排出量取引に関して明記いただきましたので、それに関しては御礼を申し上げたいと思います。

以上で全般に関しては私から特段に申し上げることはございません。ありがとうございました。

○高村部会長 ありがとうございます。

それでは、可知委員、お願いいたします。

○可知委員 ありがとうございます。

僕も、特に修文を検討していただきたいということではなくて、特にこれだけはこの中で、1つ強調したいなと思ひまして。

104ページに生物多様性保全に関する目標を掲げているんですけども、そのうちの2つ目で、新たな野生絶滅種ZEROアクションというのがありまして、これはぜひ御配慮をお願いしたいと強く思います。既にオガサワラシジミというのが恐らく残念ながら絶滅、地球上からいなくなったという状態で、さらに小笠原に関しては、オガサワラカワラヒワとか、オガサワラグワとか、絶滅に瀕している動植物が多いものですから。具体的にこれらのアクション

に対する取組については、106ページのところで希少な野生動植物の保全とか外来種対策の推進とかを挙げていただいておりますので、ぜひ東京都として率先して取り組んでいただきたいという希望です。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○高村部会長 ありがとうございます。

1点、具体的な文章については、高瀬委員から「再エネ電力の契約に当たっては、再エネ電源の持続可能性についての観点から配慮も必要である」というところに、社会的な考慮、特に地域の社会への考慮ということを御指摘いただいたかと思えます。

こちら、事務局から何かお答えはございますか。

○神山環境政策課長 高瀬委員、御指摘ありがとうございます。

前回の御意見をいただいて、都有施設で率先的にやっていくものについてもこちらの表記を加えさせていただいたんですけれども、地域への利益還元とか地域への影響についても持続可能性の中に含んでいるという認識で書いておるところもあります。

それから、これをもうちょっと全体でくくるといえるのか、前提条件として書いている部分、35ページの再エネの利用拡大の部分です。再生可能エネルギーの基幹エネルギー化という部分の(2)、18行目、「再エネ設備の新規設置につながるような取組や、設置地域における災害時に利用できるようにするなど当該地域に利益を還元する取組についても考慮すべきである」というように触れておりまして、こちらの再掲的な記載だということでも御了解いただけるとありがたいなと思うんですが。

○高瀬委員 分かりました。確認いたしました。

○高村部会長 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

先ほど高瀬委員から御指摘があつて、そして神山課長からお答えいただきましたけれども、まさに、再エネ電源の環境影響ももちろんですけれども、地域との関係は非常に重要な要素だと思います。ここでいっているのは、そういう意味では、持続可能性というのは環境だけでない社会的側面も含むものとして、先ほど35ページ、企業の文脈では書かれておりますけれども、それを共有するものであるということで、そういうふうなことを理解するものとして、我々自身、了解できればと思います。

ほかにもし御発言の希望がなければですけれども、こちら長く丁寧に御議論いただきま

したけれども、皆様方に御了承いただきたいと思っております。

環境基本計画（答申（案））につきまして、本部会で了承したいと考えますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高村部会長 ありがとうございます。

いずれも多くの先生方から、今後に向けてやるべき課題も多くあるという御指摘をいただいているかと思えます。そうしたこれまでの、そして本日もいただいた御発言を踏まえて、取組を進めていけるものになるといいなと思えます。

それでは、今、皆様にご了承いただきました答申（案）につきまして、総会に報告させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは続きまして、2つ目の議題に移ってまいります。

これまで条例改正のあり方検討会で検討いただいていたまいりました、環境確保条例の改正（答申（案））につきまして、審議経過を含めて、この検討会の座長を務めていただきました田辺座長から御報告をいただきたいと思えます。

それでは、田辺座長、よろしくお願いいたします。

○田辺座長 高村部会長、ありがとうございます。

まず、委員の皆様におかれましては、昨年10月の諮問から、事業者等へのヒアリングや条例改正のあり方に関する審議など、熱心に御議論を行っていただきまして、座長として心から感謝しております。

それでは、これまでの審議経過について、簡単ではございますけれども、私のほうから報告をさせていただきたいと思えます。

まず、昨年11月29日に第1回の分科会が開始されまして、本日まで含めると10回の審議会でご議論いただきました。途中、5月25日から6月24日まで、東京都のほうでパブリックコメントを行っていただきました。実に3,779通という大変多くの意見を各方面からいただいたと認識しております。

そして、今回の条例改正の答申（案）の中では、これまですでに規制などが行われていた新築建築物の中で大規模の建築物環境計画書制度が強化・拡充される、そして既存建築物では、東京都のキャップ&トレード制度の強化・拡充、また地球温暖化対策報告書制度の強化・拡充、地域エネルギー有効利用計画制度、またエネルギー環境計画書制度等がございます。けれども、特に今回の御議論の中で、床面積2,000平米未満の中小規模の新築建築物に

対して住宅等の一定の中小新築建築物への新制度が新設されるという答申をさせていただいております。この中で、太陽光発電設備等の設置義務、これは一定量の太陽光発電設備の設置について、日照などの立地条件や住宅の形状等を考慮しながら、事業者単位で設置基準の達成を求める仕組みでございますけれども、これに加えて、ZEV（ゼロエミッション・ビークル）の新設、断熱・省エネなどの基準を国以上に設定する、あるいは誘導基準も併せて導入するという、積極的に取り組む事業者を後押しするような制度を答申させていただき準備をしてきました。

答申（案）については、先ほどの検討会で御説明したとおりでございますけれども、どうかよろしく御審議をお願いしたいと思います。

それでは、高村先生にお戻しいたします。

○高村部会長 田辺先生、どうもありがとうございます。

それでは、ただいま田辺座長から報告をいただきました、環境確保条例の改正（答申（案））につきまして、企画政策部会として了承したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高村部会長 ありがとうございます。それでは、異議がないものと思いますので、皆様に今御了承いただきました答申（案）を総会に報告させていただきたいと思います。

座長を務めていただきました田辺先生、そして部会の委員の皆様、そして臨時委員として加わっていただいた委員の皆様、これまで昨年5月の諮問から実に1年以上にわたって大変熱心に議論をいただき、検討を加えていただきました。改めまして、部会長として心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日予定しております本部会の議事は終了となります。

それでは、以後の進行につきまして、事務局にお返ししたいと思います。

○神山環境政策課長 高村部会長、ありがとうございます。

委員の皆様、ありがとうございます。

環境基本計画及び条例改正の答申（案）についての御審議、ありがとうございました。

では、これをもちまして第52回「企画政策部会」を閉会いたします。

（午後2時37分閉会）